



国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案

国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律

(目的) この法律は、国民金融公庫が恩給等を担保として貸付をする場合におけるその担保の効力を関する規定を設けるとともに、その業務の範囲を拡張することにより、恩給等を担保とする金融の円滑化を図ることを目的とする。

(用語の定義) 第二条 この法律において「恩給等」とは、左に掲げるものをいう。

一、恩給法(大正十二年法律第四十八号)その他の法令に規定する恩給で年金として給されるもの

二、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第五条(援護の種類)に規定する障害年金及び遺族年金

三、条例により地方公共団体から給される年金で前二号に掲げるものに準ずるもの

2 この法律において「受給証書」とは、恩給等が給されることを証する書面をいう。

(担保に供された恩給等の支払)

第三条 国民金融公庫(以下「公庫」という。)に担保に供された恩給等については、その担保に供されてる聞は、公庫だけがこれに係る恩給等の支払を受けることができる。

2 公庫は、担保に供された恩給等について支払を受ける金銭をもつて当該担保に係る貸付金の弁済に

充当するものとする。

(受給権の放棄の禁止)

第四条 恩給等を担保に供して公庫から貸付を受けた者は、その債務の全部の弁済が終るまでは、その担保に係る恩給等を受ける権利を放棄することができない。

(担保の範囲)

第五条 公庫が、恩給等について担保を有する場合において、その担保に供された恩給等の受給額が改定されたときは、改定後の恩給等の上に担保権を有する。

2 恩給等を担保に供した場合においては、その担保の効力は、当該恩給等を担保に供した者の遺族(その担保に供した者が遺族であるときは、その後順位者)が受け取る恩給等の上には及ばない。

(証書の引渡し)

第六条 恩給等を担保に供する者は、その受給証書を公庫に引き渡さなければならぬ。但し、裁定前の恩給等を担保に供する場合その他受給証書の発行がない場合においては、この限りでない。

(裁定庁への通知)

第七条 恩給等を担保として貸付をしたとき、又はその担保権が消滅したときは、公庫は、遅滞なく、その旨を当該恩給等の裁定をする機関(以下「裁定庁」という。)及びその支払をする機関に通知しなければならない。但し、裁定前の恩給等を担保として貸付をした場合において適用する。

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第四条、第五条、第八条及び第九条の規定は、公布の日以後担保に供される恩給等について適用する。

2 国民金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「九人」を「十人」に改め、同条第三項第三号中「三人」を「四人」に改める。

(証書の公庫への交付)

第八条 裁定庁は、公庫に担保に供された恩給等について受給証書を発行し、又は再発行する場合においては、当該証書を公庫に交付しなければならない。

(公庫の代位)

第九条 公庫は、恩給等を担保に供した者に代つて、恩給等に関する請求、裁定庁に対する書類の提出その他の恩給等の保全に必要な行為をすることができる。

(公庫の業務の特例)

第十条 公庫は、国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第一條(目的)及び第十八条(業務の範囲)の規定にかかわらず、恩給等を担保とする場合に限り、生産資本以外の資金の小口貸付の業務を行なうことができる。

1 前項の業務は、国民金融公庫法第五条第三項(政府の出資金の使用)又は第三十二条第三号(罰則)の規定の適用について、同法第十八条第一項に規定する業務とみなす。

2 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第四条、第五条、第八条及び第九条の規定は、公布の日以後担保に供される恩給等について適用する。

2 国民金融公庫法の一部を次のように改正する。

○植木政府委員 ただいま議題となりました国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案外一法律案につき

まして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案について説明申し上げます。

従来国有林野事業特別会計におきましては、決算上利益を生じたときは、その他恩給等の保全に必要な行為をすることができる。

(証書の公庫への交付)

第八条 裁定庁は、公庫に担保に供された恩給等について受給証書を発行し、又は再発行する場合においては、当該証書を公庫に交付しなければならない。

(公庫の代位)

第九条 公庫は、恩給等を担保に供した者に代つて、恩給等に関する請求、裁定庁に対する書類の提出その他の恩給等の保全に必要な行為をすることができる。

(公庫の業務の特例)

第十条 公庫は、国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第一條(目的)及び第十八条(業務の範囲)の規定にかかわらず、恩給等を担保とする場合に限り、生産資本以外の資金の小口貸付の業務を行なうことができる。

2 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第四条、第五条、第八条及び第九条の規定は、公布の日以後担保に供される恩給等について適用する。

2 国民金融公庫法の一部を次のように改正する。

限り、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金をすることがあります。

次に国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律案について説明いたします。

まず第一に、本法により、公庫に担保に供することができる恩給等は、恩給法その他の法令による年金たる恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金及び遺族年金並びに条例により支給される年金で右に準ずるものとしたしました。

第二、担保に供された恩給等は、国民金融公庫だけがその支払いを求めることができるものとし、また債務者は、その債務を完済するまでは恩給等を受ける権利を放棄することができないことをし、その他担保の効力につい

て所要の規定を設けました。

第三に、国民金融公庫は、恩給等を担保とする貸付に限つて、事業資金以外の資金の小口貸付ができるよう特例を設けることといたしました。

第四に、公庫における恩給担保貸付の適正円滑な運営を資するため、国民金融審議会の委員に国民大衆の利益を代表する者一人を追加することとしたしまして、これには恩給等の受給者の代表を充てることを予定しております。

以上、この二法律案の提案の趣旨及びその概略を申し述べた次第であります。

○千葉委員長 何とぞ御審議の上みすみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○春日委員 次に、外国為替銀行法案、日本銀行券預入令等を廃止する法律及び特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案の三案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。春日君。

○春日委員 為替局長にちよつとお伺いしたいと思うのであります。きのう参入人の御意見をいろいろ承つておる

うち、次のような問題に疑惑を生じて参つたのであります。たとえば政府

手持ち外貨がこの十二月末において九億七千万ドルあるわけであります。と

ころがこれの大部が、ペーセントにして八八・八%を外銀に預託されてお

わけでありまして、残余の一・二%

の九千八百万ドル程度のものが内国銀行に預託されている。独立を回復した

しました現在、日本の政府の手持ちであるところの外貨が、一休どうしてそ

の大部分のものを外銀に預託されておるのであるか、その理由、それから預

託については何らかの特殊の協約があるのではあるか、ないのではあるか。もし

あるとすれば、この預託に付随すると

ころの協約等につきまして、お伺いを

いたしたいと思います。

○東條政府委員 ただいまの春日委員

からの政府の手持ち外貨預託先に関するお尋ねであります。私どもとしていた

日本側の為替銀行に預託がえして参る

といふ根本の考え方につきましては、

ただいまの御趣旨とまつたく同感でござります。ただお考えをいただきたい

と存じますのは、一つは預けられるところの日本側の為替銀行の力と申し

ますか、態勢の問題、いま一つは預け金

に伴いますところの外銀側に与える影

響、この二つの点につきまして御配慮

を願いたいと思います。御承知のよう

に、独立後日本の為替銀行もばつ／＼

海外に支店を設けておるわけでありま

すが、現在、先ほどお話をよう外貨

を日本側の為替銀行に預けますと、

実際問題といたしましては、日本側の

為替銀行は、まだその大部分を外國銀

行に再預託をするというような状況になつております。もちろん日本側の為

替銀行も今後いろいろ／＼と力もついて参

りまするし、またこれはぜひつけても

らわなければならぬわけでありますし

て、日本側の銀行にそういう力がつ

て、日本側の銀行にそういう力をもつておるわけであります。今後の方針と

なりましたが、事実その通りであります。その意味におきまして、これは逐次そこまで持つて来て、これは逐次そこまで持つて来ておるわけであります。今後の方針といたしましても、私どもは情勢が熟

め、適当なるときには、日本側の銀行

に対する預託の割合を逐次ふやして参

りたいという根本の方針につきましては、仰せの通りであります。

○春日委員 それで、お第三の問題であります。この外貨を引出すことは、あるいは日本

の対外信用に影響がありはしないか

とお聞きいたいと思います。しかしながら

お話を通りであります。ただいま御審議を願つておりますが、私が申し上げた

機会があろうかと思ひます。

それから第二に、外銀側に与える感

触の問題であります。われ／＼は、

もちろん日本側の銀行に對して預託を

いたしますことが、右に申し上げまし

たよらないいろ／＼の情勢に伴いまして

た場合におきましては、外銀あるいは

外銀側に与える感觸というようなもの

を急激に引出すといふようなことは、

申すまでもなくいろ／＼の影響のある

問題であります。その意味におきまして、慎重な配意がいりはしないか。先

ほど約一二%見当といふ数字を仰せに

申すまでもなくいろ／＼の影響のある

問題であります。その意味におきまし

て、慎重な配意がいりはしないか。先

ほど約一二%見当といふ数字を仰せに

申すまでもなくいろ／＼の影響のある

問題であります。その意味におきまし

の情勢を総合いたしまして、外國銀行に預けてありまする外貨を、情勢の熟するに従つて逐次日本側の為替銀行に移して参るということ自体、別段の信用を傷つけるとか、田の信用を失わせる傾向になるというようなことで、この預託の問題については考えることもないのではないかと考えております。

○春日委員 この為替専門銀行がやがてできるでありますようが、その為替専門銀行は、よせんはこれらの内外銀行に預託してありまする外貨を逐次集中的に手元に納めて行く傾向をたどらなければならぬと思うのであります。現段階において、外貨に預託してある外貨を、法律の趣旨に従つて回収することが当面はたしてできるかどうか、そういう情勢であるかどうか、この現状について御説明願いたい。

○東條政府委員 外國銀行に対する預金は、大部分定期預金であります。貿易資金をまかなんうに最小限度必要なものを当座預金として今ただちに引出せるかという仰せでございますが、この定期預金は、定期が来るまで引出せないのは当然であります。お尋ねは、そういうことではなくて、為替専門銀行ができた場合に、この銀行からすぐ外貨を引出す上に、何らかの約束があつてそういうことができないことはないかという御趣旨と拝聴いたしました。為替銀行ができまして、この銀行に実力がつき、また実力をつける、あつてそういうことができないことはないかという御趣旨と拝聴いたしました。外貨をこの銀行に移しかえるといふことにつきましては、何ら支障がないことと考えております。

○春日委員 もう一つ伺います。この法定レートによって田価が維持されるわけであります。従いまして、抜きであります。田価が自由交換制にでもなつて参りでありますと、操作し得る面はこゝでや経験によつて操作し得る面はこゝで、田値が自由交換制にでもなつて参らされた範囲である。やがてこの日本円為替が自由交換制にでもなつて参ればあります。どうぞ、どのよな経験をもつても、為替の変動といふことがほとどない現段階において——将来の問題は別でありますけれども、大蔵大臣の他の言明によりますと、政府としては死力を尽して現在の法定レートを維持する、こういう方針を明確にされております。しかその方針は、当分堅持されなければならまいと考えられてゐるわけであります。そだとすれば、この法定レートの振幅の範囲内においては、為替専門技術者たちの知識能力の活動し得る限界といふものは、ほとんど無にひとしいと考えられておりますが、なおかつそのような状況下において専門銀行をつくるなければならないというその必要性について、ひとつ政府の考えておられるところをお聞かせ願いたいと申します。

いではないか、というお話をあります。が、各国とも一定の平価を維持いたしまして、昔のように為替市場の情勢によつて相場が変動し、売買取引に非常な余地がある、あるいは先行きに対するいろいろな見通しによって、取引が妙味があるというようなことは、一定の平価をきめ、国際間に為替公定の全地がほとんどない現状におきましては、そういう意味の取引の妙味、あるいはうま味のないということは、やむを得ないことであります。しかしながら日本におきましても、三百六十円という平価は別といたしまして、その間の、たとえば売買の開きでありますとか、あるいは手数料の問題でありますとか――これはただいまは大蔵大臣が全部公定をいたしておりますが、そういう値開きなり、あるいは手数料の面において、すべて政府が公定しなければならぬものかどうかいろいろと考えなければならぬ問題があると思います。ただいまのところでは、先ほどもちょっと申し上げましたように、銀行の実力から考えまして、私どもいたしましては依然として値開きなり手数料の問題は公定しておいた方がよろしかろう、こう思つておるのでありますするが、為替専門銀行のようなものができますて、日本側銀行の実力がだん／＼ついて参りますれば、その辺につきましては自由競争が行われるということは、これはひとつ考えていい方法ではなかろうかと思います。なおこの為替専門銀行の必要性につきましては、先般來御説明申し上げておる通りでありますて、さような為替の取引、あるいは裁定といふような、為替取引あるいは為替技術に伴いますとこ

るのうま味といふものはしばらく別といたしまして、こういう外国為替を専門にし、そうして国際的に十分実力のある銀行ができるまで日本の貿易を伸ばす、為替のさやとりでありますとか、裁定でありますとか、技術を離れて、ほんとうの意味での日本の輸出の伸張に役立つようなことが、ぜひこの金融面からも必要であるという意味において、専門銀行の設立をお願いしておりますわけでありまして、今の公定相場の決定、あるいはその間の為替取引のうま味が少いという事態はございませんが、それとはまた別個のより高い、また緊要度の高い問題から、専門銀行はぜひ必要であるということで、これの設立をお願いいたしております。

殊銀行法ではない。従つてある一つの基準法と申しますか、カテゴリーをきめた法律である。例を申し上げれば、長期信用銀行法と同じような仕組みになつておる法案であります。従いまして私どもは、この法案によつて生れて参りまする外國為替銀行の数は、必ずしも「一つ」ということを予定しております。しかしながら実際問題といたしまして、現在の日本の貿易量、あるいは国際的地位、その他の点を考えてみまするならば、当面外國為替を専門にいたしまする銀行は、一行程度であろうと私は考えております。しかし何分にも、まだどこからもこの法案に基く新しい仕組みの銀行になろうという意思表示を正式に受けておりません。従いまして、今東京銀行という例が出了のであります。あるいは非公式には、東京銀行がこの新しい仕組みの銀行になることを予定されてゐるやに私は聞いておりますけれども、これも公式の話ではございません。またその他に、この問題に対してもう一構想があるかにつきましては、私はまだ存じていません。少くとも非公式に存じておる限りにおいても東京銀行の問題だけであります。

きておるところの長信あるいは輸出入銀行、まあ開発銀行は別といたしましても、この二つの銀行とやがてできるであろうところの為替専門銀行とは、密接不可分の関連の上に立つような思いがするわけであります。政府は後日この為替専門銀行と、すでにできておりまする、すなわち為替専門銀行がないときに必要なためにできておりまするところの長信並びに輸出入銀行と一つに合同して、さらに為替専門銀行としての機能を十分に果し得るようなことが望ましいものとわれくは常識的には考え得られるわけでありまするが、こういう問題について政府はどういう検討を加えられ、さらにまたどんな見解をお持ちになつておるのかこの点ひとつ伺つておきたい。

○河野政府委員 今お尋ねの長期信用銀行と外國為替銀行とは、銀行法に対する一つの別のカテゴリーの銀行であるという観点から、ステータスは同じにいたしておりますが、仕事の内容はまったく関係のないものであります。御承知のように長期信用銀行は国内の設備資金なり、あるいは長期運転資金、そいつた長期資金を供給することを目的とする、ここで今御審議をいたしておりまする外國為替銀行法に基く銀行は、普通の貿易金融を取扱う機関であります。その意味におきまして、長期信用銀行と外國為替銀行とが一つの機構になつて働くということにについては、両者の間にそれはどの関連性はないということを申し上げざるを得ないと思ひます。むしろ関連が非常に深いといえば、輸出入銀行であろうと思います。輸出入銀行は御承知のように、貿易、輸出入に関連する長期の

のプラント輸出ということを対象にいたしておる金融機関であつて、民間で本来行つて参るべき外国為替業務というものは、その間にあのずから一つの線を画して考えるべきものであろう。従いまして、私どもはあくまで輸出入銀行の制度との新しい外国為替銀行の制度というものは、貿易金融という面から見ますと非常に密接な関連がありますにもかかわらず、制度としては両々相まって並行して当面は進んで参らなければならぬ、経済が非常にゆたかな状態になり、日本の国際的な信用が非常に上つて参りました場合におきまして、あるいは政府機関としての輸出入銀行といふものは必要でないという時代が将来来るかと思しますけれども、そういう時代が来るにもかかわらず、この外国為替銀行の制度といふものは将来永久に伸びて行かなければならぬ制度であろう、かように私どもは考えております。

中するという形になりますれば、これはやはり国内のいろいろな金融事情があり、一応デフレの形になることは争われないと想うわけであります。そこでわれわれが考えますには、輸出入銀行はしよせん輸出のための産業資金を充てております。これが大体六、七百億ぐらいの運転資金を持つてあるのじやないかと思うのであります。さらにも長信にいたしましても、これは一部は輸出のための産業の設備資金、一部は国内の基幹産業の設備資金といふものを弁じておるわけであります。そうすれば、輸出のためのものは輸出の方へぐつと割つて、国内のものは別に開發銀行等があるわけであります。が、そういうふうにして、一応その円資金の明確な一つの金融の区画整理といふうなものがこんな場合にあわせて考えられてもいいように私は考えるわけであります。従つてもしそれ輸出入銀行の円資金をこの為替銀行の方に合併して行くとか、さらに長期信用銀行の方の運転資金の中で、なんらしく輸出の方面に現実に使われておるのをそちらにさいて、そして基幹産業に長期信託銀行が供与しておるようなものについては開発銀行に当らして行く、こういうようになりますれば、円資金を調弁する形においても国内の産業融資といふものとあまり大きく衝突を来さないで、しかも通貨の絶対量にあまり大きな異動を生じないで、この目的が達成せられたりするように考えたりするわけでありまして、これはしよせんは個人的な一つの意識的な意見にすぎないかも知れませんが、そういうような構想も一つあり得るということをお考へ願つておきたい。そして私のこういふよ

うな考え方方は、一体専門的な立場にないでどういうような見解を政府におこしてなされておるか、この機会に参考のために伺つておきたいと思うのであります。

○河野政府委員　輸出入銀行の資金の余裕を、たとえばこの新しい外國為替銀行にまわしたらどうかといふ御議論ですが第一点だと思います。この点はいろいろの観点から考慮される問題だと思いますが、第一に、私はこの問題について申し上げておきたいと思いますのは、輸出入銀行の資金繰りは、近頃相当輸出入銀行の融資活動が伸びて参つておりまして、おそらくここ数箇月中には、現在考えられておるような、輸出入銀行は常に余裕金を持つて活動が非常に不振であるというような事態が相当かわつて来るようふうに私は予測いたしております。従いまして、ここ当面数箇月後におきましては、今お話をのよる、輸出入銀行の資金繰りは非常に楽である、余裕金を非常にたくさんかかえておると、いふ状態はまずなくなつて来ると私は考えております。従いまして、この余裕金を新しい銀行に使わせるということは、実際問題としてそういう長い間にわたつて、しかも多額に期待するということはできなといふと思います。これが事実問題としての私の見通しであります、さらに金融制度として考えた場合に、そういう政府機関の持つておりまする余裕金がかりにつたといつたいたしました場合に、それを新しいこの民間の金融機関に流すといふことが資金の流れの道筋といたします。これが事実問題としての私の見通しであります、さらに金融制度として考えた場合に、そういう

のであります。これらの問題はもちろん金融全体として、政府資金に限らず、民間資金もあわせて私どもは総合的に考えて参らなければならぬ、そのわくの中でもちろんこの問題を論じなければならぬと思ひます。その限りにおきましては、政府機関の余裕金を民間の金融機関に流すといふことが、はたして資金の流れの筋道としていいのかどうかについてさらには検討を要する、私はかように考えておる次第であります。

それから長期信用銀行の問題についてお話をあつたのであります。たとえば長期信用銀行の為替の面における資金をこの銀行の方へ移す、そして国内の開発面の資金については、これを開発銀行の方へ移すといふうなことは考えられないか、あるいは私の御質問の聞き違いであるかもしませんが、「まあそんなものだ」と呼ぶ者であり、笑声) そういうふうに聞いたのであります。これはなかなか、そういふわけには参らない。開発銀行といふのは、御承知のように政府機関であります。政府機関は、先ほど輸出入銀行について申し上げました通り、あくまで市中の金融機関が、民間の金融機関がそこの本来の仕事としてやりにくいもの、あるいはやることができないものについて政府機関がこれを補完して行くこと、これがその使命である。従つてどちらでもやれるものであるならば、私は政府機関がこれをやるべきではなく、民間の金融機関がやるべきだと考えております。その意味で開発銀行へ長期信用銀行の資金なり機能なりとし、ものを移して行くということは、私はむしろ逆だと考えておるのであります。

して、そういうことで長期信用銀行がやれる仕事であるならば、むしろ政府機関たる開発銀行はその面からは手を離さない。それで、この点に對しましては、外國為替銀行と長期信用銀行との關係については、これは若干事柄が違うと思ひますけれども、御案内のように長期信用銀行は、現在のところこの新しい銀行が業務の対象とするような仕事はほとんどやつております。しかし例外的に一、二行つてあります。が、そういう仕事はごく例外の問題でありまして、長期信用銀行と外國為替銀行との間には、その業務上ダブルの面は、あるにしてもきわめて少い範囲である。これは先ほど御説明申し上げた通りであります。従いまして、その間に資金上の金利関係を彼此融通するというようなことは考えられないと思つております。

○河野政府委員 結論を申上げますと、私どもはこの法案において外国銀行が日本の外國為替銀行——新しいこの法案による外國為替銀行になることを免許することはまったく予定いたしません。ことに今の銀行法のもとにおいて外國銀行が銀行になるわけではありませんが、これは非常に技術的なことを申し上げて恐縮であります。今まで外國銀行がこちらで支店を持ちますと、その支店が支店ごとに一つの銀行になるわけであります。向うの本店が日本における銀行になるわけではないので、その支店ごとにそれが銀行法による一つの銀行になるわけであります。しかも外國銀行が日本に支店を設けて銀行法による免許を受けました場合には、その仕事の内容は大体この為替銀行法で予定します。それがまた外國為替管理制度その他のによりまして、外國為替業務を営む店舗としての認可を受ける、こういうことになるのであります。しかも外國銀行が日本に支店を設けて銀行法による免許を受けました場合には、その仕事の内容は大体この為替銀行法で予定しているような仕事をやるのであって、国内業務をほとんど考えておりません。従いまして実際問題としては、銀行法によつて免許された外國銀行法といふものは、ほとんど実際は、店の数からいいましても、その仕事の内容からいいましても、外國為替及びそれについてある業務を中心にして行つておるというものが現状であります。また当然それを目的にして考えておるわけであります。そういう点から考えましても、この新しい法案による免許ということは予定もいたしておりませんし、そういう必要は起つて来ないと私どもは考えている次第であります。

○井上委員 外国為替銀行法案に既定をして伺うのですが、この法案を制定をします裏づけになる外国貿易の問題でござります。貿易の最近の状況が非常に悪くなりまして、政府はいろいろの施策を講じておるようではありますが、特に外貨予算の割当について、本年は不要不急の輸入をできるだけ食いとめるという方針をとりまして、手持ち外貨の減少を食いとめようとしておるのであります。この外貨割当のうちで特にここで指摘を申し上げたいのは、一つはわが国の産業の近代化、合理化、そういう面での生産財の輸入といふことに全力をあげなければならぬ。その面から今度の外貨予算の内容を見ましても、大きな部分が米、食糧關係、その次に原料資材關係が出て来ており、第三に砂糖、大豆等がございますが、特に砂糖の輸入について、依然として四十万トンを上期において割当て、年間八十万トン、全体の外貨が四千二百万ドルから割当をいたしております。一体この砂糖の外貨割当、あるいは大豆の外貨割当、これは外貨による原糖買付をやらなかつたら、他のペーパー、リンクでは事実困難な実情にあるでありますか。この外貨買付といふのが、実は国内のわずかの製糖資本に巨大な利益を得さしめ、その結果糖価をあおつて国民生活に非常な影響を來しておるといふことが本年一月以来問題になり、これが国会で相当議論をされたのであります。依然としてこの原糖買付に多額の外貨を割当てるというこの事實を、一体為替局長はどうごらんになつておりますか。これをまず伺います。

の御意見の前半の、日本の現在の貿易構造、特に輸入の面におきまして、食糧あるいはそういうような消費物資が大きなナウエーツを持つており、そうして設備の近代化、合理化に必要な機械の輸入に十分手がまわらない傾向がありますが、やはりしないかという点であります。私がどもも、今後の日本の輸出力を伸ばして国際競争力を強めるためには、何としても設備の近代化、合理化といふものが需要であろうということにつきましては、まったく御意見通りであります。今年度の予定いたしましては、現在の外貨予算で大体年間九千万ドル見当の機械の輸入を予定いたしております。このわけであります。これは井上委員御承知のように、昭和二十八年におきましては、百万吨を越える約百十万吨近く砂糖の輸入がありましたので、今年度の大体の見通しは八十万トン見当を予定いたしておりますけれども、私どもいたしましたのは、年度差引き八十万トン見当の砂糖の輸入はやはり国民生活の上から必要であろうか、かような見解を持ちまして、その程度の数量を予定いたしておりますが、本年度八十万トン見当の砂糖を予定いたしまして、この輸入が、何と申しますか、順序よく、あまりとされを生じませんように行われますな

らば、砂糖の価格の異常な騰落といふことは、当然覚悟いたさなければなりませんが、八十万トン程度の数量が順次規則的に行われますならば、そろ砂糖の国内価格が大きく波を打つということもないのではないかとうかといふように考へておるわけであります。われわれといたしましては、決して一部の業者の利害関係等を考慮いたしまして、この数量の決定なしし輸入の割当をいたしておる次第ではございませんで、国民生活に必要な砂糖の輸入が八十万トン見当は必要であろうといふ観点から外貨の割当をいたし、これが順調に輸入せられますようになることを期待いたしておる次第でございります。

か。あるいはリンク、パートナーにおいて、少くとも砂糖を持つて来いといふことがやり得ないのかどうか。全体のわくは八十万トンでよろしい。八十五トンならば、相当砂糖は安定した上昇線をたどつて行くと見ております。なぜなら、このわくならば、砂糖は決して下りません、上ると見ております。そりをれば、自動承認制なり、パートナーリンク制において、製糖会社においても、あるいは糖業関係業者においても、相当利潤は確保できる計算が出て参るのであります。さような意味から、できるだけ外貨を節約して貴重な生産資材を入れる、ということからして、その面をそいう面に切りかえるべきではないか、そういうようにも私は考えますが、その点をあなたに伺つておるわけであります。

非常に弱い物資につきましては、あるいはかようなリンク制といふものも、やむを得ない点もありますが、全体といたしましては、一つの物資を輸出したものに砂糖の輸入を認めるという争力を強める。先ほど来お話をございまする産業設備の合理化、近代化をはかりて、コストを下げて行くという観点からいたしますと、輸出と砂糖の輸入をリンク・システムといふものは、むしろいろいろ考へ直すべき点が多い、かのように私どもいたしまして現在のリンク・システムを考えております。

それからお話を御趣旨は、何か非常な輸出の努力をした業者に砂糖の輸入を認めるというような、パートナーといふものも一つの考え方ではないかという御趣旨かと承つたのであります。今申し上げましたように、やはり輸出は輸出だけ切り離して行われ、それでもつて日本に外貨資金が入つて参る。そうしてその外貨資金を国全体の立場から見まして最も必要な部門に流して使つて参るということが、やはり物事の筋道でありますと存じておりますので、パートナーにつきましても、これをむしろ例外的な取扱いとして考へて行くのが適当じやなかろうか、かように考えておるわけであります。

それから自動承認制の仕組みはもう御承知の通りでありますと、一定の金額に達しますまではここにあげてあります品目の輸入は自由なわけでありまして、やはり砂糖につきましては、八十万トンというものを一つの目標にいたしまして、その目標までは確実に割

当て、またその目標が正しければその目標を下まわせないというのが、砂糖の輸入については通したものはなかなかうか、さような考え方をいたしておるわけあります。

○井上委員 もう一点伺いますが、そうすると大蔵省の為替割当の関係におきましては、外貨で買いつける分は八十万トン認める。ところがその後この上期に四十万トンが、いろいろの思惑や船の都合また外国の商社等の都合によつて予定通り入らないことがある。そこに糖価の暴騰が起つて参ります。そういう場合に、リンクあるいは自動承認制等によつて砂糖を輸入して來た場合、それは認めるというのですか。そうしますと、大体の計画は八十万トンが年間の輸入計画になつておりますから、それを上まわつても一向さしつかえないということになりますか。そのリンクあるいは自動承認制その他によつて輸入する分は、八十万トンの中に入れるのですか、わくを出てもさしつかえないのですが、それはどうなつておりますか。

○東條政府委員 例外的にリンクあるいはペーターラ等で砂糖が入つて來ることを仮定いたしました場合におきましては、私どももいたしましてはこの八十万トンの中である、かように考えております。

○井上委員 わかりました。

次に、為替相場の問題ですが、御存じの通りわが国の対ドル為替レートは、最近わが国の物価高あるいは国民生活、労資等の前途を考えて容易に对外競争の関係から引下げるわけには行かないといふようなことから、為替の生勢レートというものは非常に上つて

おるようになります。はなはだしきは四百円くらいと言つておつたものが、このころは六百円というようなことが新聞に出て来おりますが、一体がよくな状態をあなたはどうお考えになるか、またどう安定させようとおなさいますか、この問題が安定しない限り、この為替レートの円価切下げの問題に非常に影響して来て、それが国民全体の経済の上に大きな圧迫になつておるわけであります。これが対してあなたは一体どういう見通しをお持ちになりますか。

それから、これらはあなたの自身では、ちよつとむずかしいかもしませんが、事務当局として、たとえば対日援助の資金が日本の負債になつたということから、これを支払わなければならぬ義務が日本に生じておることを政府はたび／＼国会で言明をして来ておりますが、一体これは本年中支払う必要はないのかあるのか、あるいはまた南方、つまり東南アジアへの賠償問題は一体どうするのか、この対日援助資金の支払い、東南アジア諸国へのこの賠償の支払いといふものが、一体貿易為替関係にどう影響して来るかと考えておるか、こういふものはこの二十九年度一年間見送つて一向さしつかえないもので、これらに対しても事務当局としては一体どう考えておるか、その点を伺つておきたい。

旨は、日本の現在の実際の輸出の可能 性、あるいは輸出商品の実勢から考え てのお話だと存じます。少し話をそら せるよりで恐縮であります、日本の 円の相場が、たとえばニユーヨークな らニューヨークで立つております。これ はお話のように四百円、あるいはひど い場合は五百円近くまで参ります。し かしながらニユーヨークの円の為替相 場という問題ももちろんわれ／＼とい たしましては注意をし、これに目を払 うことを怠つてはならないのであります けれども、御承知のように米国は為 替管理をやつております。従つてあ そこのマーケットでは各国の通貨の為 替相場が立つておるわけであります。 その意味におきまして、もちろんこれ はこれは日本の為替管理の外にあります し、われ／＼として統制ができる筋 合いではありませんが、これはやはり 日本の現在のいろ／＼な実力といふも のを表わしているという意味におきま しては、この評価に対しても注意を怠 つてはならぬと思つております。今こ の観点におきましては、われ／＼とい たしましては、ニヨークで取引せら れますところの円資本の操作をむしろ 断つ、この円資本の供給の源泉は非常 に複雑であります、二つ三つにはと どまりませんが、目ぼしいものを断つといふことで、一例を申し上げます れば、外国駆逐金を輸入せられました場 合の蓄積円の処理の問題でありますと か、あるいはいわゆる海外のギヤラン ティによりますところの海外渡航者の 経費の流れ方の問題でありますとか、 こういうところには相当の規制を加 えて参らざるを得ないのじやないか、 こういうように考えております。しか

しながら、井上さんのお話はそういう海外相場の問題ではなくて、日本の現在の輸出の実績からいって為替の相場がもう三百六十を離れているのじやないか、三百六十ではなか／＼海外向との競争がむずかしいのじやないかといふ御質疑であります。御承知のように、一部の商品につきましては、なかなか三百六十円という相場では海外との太刀打ちが困難な商品がありますことは、御指摘通りであります。しかしながら私どもいたしましては、先ほど来た御意見にもござりますように、現在の三百六十円の為替相場は堅持をして参らなければならぬ。それがためには設備の合理化もやつていただきまして、コストも下げてもらわなければならぬ。また大蔵省の関係においておりますところの財政金融の引継ぎによりまして一般の物価を下げる。それによつて日本の全体の競争力を強めまして、輸出が三百六十円でもつて十分海外との太刀打ちができるようになりますと、一般的の物価を下げる。それで参らなければならぬということです。これは私から申し上げるまでもなく、財政あるいは金融の各方面におきまして、皆様方の御鞭撻によりまして、政府といいたしましてもそういう方向に努力いたしておる次第であります。

係の話合いかが成立いたし、あるいは賠償問題についても、これが直接外貨面の負担にならうとも、という要素は考えておりません。特に賠償問題については、御承知のように今までしていわゆる役務賠償でありますと、日本の外貨の負担にならないような方向で、もつて、現在外務省その他で賠償問題の話し合いにあたりましていろいろと苦心いたしている次第でございます。

○井上委員 私の聞いておりますのは、対日援助資金は本年度中は支払わないでもいいのか、それからまた南洋諸国への賠償問題も、本年はほおかわりりでおつていい見通しかどうか、このことを聞いています。それがやはり影響を及ぼすから、その見通しを聞いて参りますから、その見通しを聞いています。なればない、支払わないでいいといふことは、これは政治的にも解釈できますが、事務当局としてはどういう見通しをお持ちになっているのか、こうのことです。

○東條政府委員 これはどうも私の身に余る御質問であります、賠償の問題は、御承知のように逐次外務省いろいろと関係政府と相談をいたしまして、たとえば沈船の引揚げでありますとか、そういうようないわゆる中間賠償といふか、そういう話合いもぼつかつてやっているわけであります。従いまして、賠償についても本年度全然ほかわりでいいのかということになりますと、さようなことはございませんで、やはり日本側といたしましては、日本の国情を訴え、平和条約の線に沿いまして、表情を披露して関係国といろいろと話合いをいたしましては、対日援助の問題につきましては、これは将来の問題であります。

私どもいたしましては、ただいままでそういう話合いが政府として行なわれたということは承知をいたしておりません。本年中に話合いが始まるかどうか、これは諸般の情勢と勘案して今後決定せらるべき問題であろう、かように考えております。

○井上委員 次に銀行局長に伺います  
が、この外国為替銀行を設置せんとする目的は、外国為替の取引の正常化、  
外国為替銀行の自立化をやつて行こう  
ということだろうと思うのですが、これは過去においては外国為替管理委員会、二十七年八月から大蔵省によつて行われて来たこの為替業務を、自立化さすということになりますのにあたつて、これを民營にする。日本のようによつての利益と、國でやります場合の利益と、あるいはそれによる不自由、損失といいますか、そういうものはどう違うか。國でやつて一体どこに不都合があるのか。少くとも國が貿易を管理し、為替を管理している現状において、その為替業務だけを民營に移すという根拠は一体どこにあるのか、という点を伺いたい。

○河野政府委員 これは井上さん御承知のように、從来外國為替管理委員会員局に移つて參つたのであります、これらの方府機関が扱つてゐる為替といふものと、今われわれが御審議をいたしましております為替銀行法によつてであります、それが二十七年に大蔵省為替銀行の新しく銀行が取扱う業務といふのは、まったく違うのです。前者は御

承知のよう、主として為替管理と、う面から為替政策なり、あるいは外債の管理といったような、いわば政策的な問題を取扱うのであります。対顧客との窓口の為替業務、為替の売買をしてしまってとか、あるいは信用状を開設するとか、そういうふた外国為替の業務、これはいまだかつて政府機関が取扱つたことはございませんし、また今後もおそらく私はないと思います。然いまして、ここでやはり問題をわけてお考え願いたいのでありますて、この新しい法律に基く銀行は、従来市中の為替銀行がいろいろ取扱つておつた業務、あるいは外国の銀行が日本に参りまして取扱つておつたような業務、これまで取扱つておつたような業務、これによつて貿易依存度の高い日本経済の確立なり、あるいは貿易の進展なりに寄与する方向に持つて行きたい、こういうのが目的でありまして、為替局は従来取扱つていたよつないわゆる為替管理に関する業務を、この新しい銀行に取扱わせようというのではないといふふうに御承知を願います。

筋合いは一応わかりますが、それでは政府がいかなる決定をしても、豊利を中心にする民營になつた場合、政策通り為替業務が行われぬ場合はどうしますか。そういう事態が起らないとは言えません。またこれが民營になります場合は、民間市中銀行との摩擦、あるいはまたなわ張り争い、いろいろなことが起つて来ることは必ずあります。一体そういう調整をやります場合においても、少くとも日本のよう非常に貿易依存度の高い国においては、正常な貿易の事態が確立いたしますまでは、やはり政府がそこまで責任を持つてやらることは、現実においに少しも矛盾するものではない。一体何ゆえにそれをすぐ民營に移さなければならぬかということについては、一応私どもは疑問を持つのです。そういう点で、この際こししばらくの間は、少くとも日本の貿易の帳じりが非常に困難な事態を克服するまでの間くらいは、政府が必要な資金を流すこともでき得れば、また対外的にもいろいろな情報を早くキャッチして、十分政府として必要な機関を動員することもでき得るのであるから、そういう有利な条件に立つておる政府が、日本のこの国際収支の不均衡な現状を打開し得る時代までは、少くとも政府の責任においてやるべきが妥当ではないかといふ気持を私どもは持つておりますので、單に政策と実務とを分離するということだけでは、少くとも政府の責任においてありますし、これは意見の相違であります。さように私どもは一応理解をいたしますから、その点に対して伺つただけであります。それ以上私は追究をいたしません。私はこの法案に

○千葉委員長 小川豊明君。 についてはなお二、三ありますけれども、問題が小さいですからこの程度にしておきます。

○千葉委員長 静粛に願います。

○小川(豊)委員 第一に、改正する法律案の一条の中に「アメリカ合衆国軍隊」の下に「若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基くアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員」こういう規定があつて、こういふものを承認するようになつておりますが、そうすると、先般問題になつた顧問とかなんとかいうのは、この「同国政府の職員」に入るわけですか、これはどういふことですか。

○佐藤(一)政府委員 おつしやる通りります。

○小川(豊)委員 それからこれは私つい四、五日前に、千葉委員長の選舉区なのですが、九十九里の漁民が演習によつて非常に生活が窮屈している、同時に網主と漁夫との間に非常な対立ができて来て、こうしたことからその調査に行つたわけですが、そこで網主に対しても百万円程度の補償がある、漁夫に対しては七円程度の補償があるということを聞いたと同時に、この補償の問題をめぐつて、水産庁、それから特許調達庁はこれに關係しておられる

○谷川説明員 被償をいかほどする  
ささらにそれがまた再査定されると  
ようなふうに聞いておりますが、事  
そういうことがあるのですか。

○谷川説明員 被償をいかほどする  
という点につきましては、實際の損  
額を補償することになつております  
で、被害者御本人の要求、あるいは  
産庁、調達庁等調査した結果がたと  
てほんとうの被害額であるかどうか  
いう点につきまして、それ／＼の官  
でそれ／＼の権限に基いて査定ある  
はお互に連絡協議いたしまして、ほ  
んとうの真正なる損害額を決定するよ  
うにいたしております。

○小川(豊)委員 そうすると先ほどの  
答弁で、これは損害を補償する、こと  
いうことであつた。損害を補償するこ  
ついて大蔵省が公正な査定をする、こ  
ういうことを今御答弁になりまし  
が、大蔵省は、水産庁なり特調なりが  
査定して持つて来たものをさらに再  
査定するのはどういう基準で査定され  
か、あるいはどういう機関を動員して  
再調査されるか、そういう点を今度は  
大蔵省側から伺いたい。

○谷川説明員 大蔵省におきまして査  
定をするという点についてでございま  
するが、詳しく申上げますと相当長く  
なりますので、簡単に申上げますする  
と、魚の補償につきましては、その補償  
すべき年次における被害者の収穫が幾  
らであるか、その補償すべき年次以前  
の三箇年間の平均の当該被害者の所得と  
るか、その点を比較いたしまして補償  
いうのがはたして幾らであつたかとい

う点につきましては、水産庁の統計等によらざるを得ないのでござりまするが、そのとりかたにつきまして、いろいろ考え方、あるいは用いる統計の趣旨によりましてかわづて来るわけあります。さらに当該年度の所得につきましても、全体の水揚高のうち経費をどの程度見るか、所得をどの程度見るかといふ点につきましては、なか／＼一番問題は、御承知の通り漁業者におきましては、帳面がなか／＼ついておりませんので、その点の数字を的確に把握する点につきまして、関係者それをできるだけ手厚く補償したいということです。やつておりますが、なか／＼数字を的確に把握するという点について困難な事情があるわけでございます。

ドに減らした。従つて、七千二百ヤードの申込枠から、そのものは禁止区域から安全区域になつた。安全区域になつたから、これだけはお前の方は漁ができるのだから、それだけ損害の査定を減らす、こういうことを言つておるそうですが、今度行つて聞くと、この二万二千ヤードと、減らされた七千二百ヤードの中間が非常に漁獲のあるところで、ここが何かたまたが十万発に一発しか落ちないのだという話であつた。その程度ならいいのだろうということで了解したところが、十万発に一発どころの騒ぎで、じやなくて、百発に一発ぐらいたず落ちて来る。こういうことはとうていやりきれないということを當時私どもが行つて聞かされた。これはもちろん当事者であるからあるいは相当誇大に言つてゐるかもしませんけれども、こういふようなことで損害をあなたの方で査定して行つたとすれば、今のやうな七千という数字が出て、漁民をほし殺しにしてしまうよくなことになつてしまふ。この点をもう少しあなたの方でお考えになる必要があるのじやないか、こう思うのですけれども、この点をいま一点お尋ねしたい。

○谷川説明員　お答え申上げます。現在その問題につきましては、外務省、調達庁等におきまして、現地の事情をできるだけ聞きまして適切な措置を講じて行く、また二十八年度の損害金額についてましても、日下調達庁におきまして全力をあげて調査しておりますといふように承知いたしておりますので、その結果をまちまして適切な措置を講ずるようになります。

○小川(豊)委員　そこで、私はこれをぜひお願ひしておきたいと思うのは、

行つて見て気がついたのですが、水産庁は当然十分な調査をすべきである。それで聞くと、水産廳なりあるいは調達廳でそれから行つたものが、大蔵省でそれをさらに削られるという。削るようなことがなければいいのだが、よくがねで聞きしているのは、これを削つておいてもつと減らしておるというのは、どういうことで、どういう調査に基いて減らしておるのか、それを尋ねしているわけなんです。ひとつそういうことがないようにしてほしいと思うが、大蔵省としてはどういうことでそれを減らしておるのか、どういう調査に基いて減らしておるのか、その点をお聞きしておきます。

ここからもし出されておると、いろいろなことをあなたの方の方で考え方られて、ひとつこの点を善処してもらいたいことと、それからきょうの新聞を見ますと、東京の在の柏で、ここでモレーダーの基地か何かできて、その開拓農家四十戸が五十戸がせつから電燈を引いたところが、電波の妨害になるからその電燈を取去れといふような要求がなされ、その開拓農民に非常に困り抜いているということが出ているのですが、こういうことはやはり調達庁の方で交渉その他に当るわけですか。それともこれはどこが当ることになるのですか。

達庁長官のもとに調達庁の職員が各県の数字をとりまとめて、調達庁自体で整理しておるわけあります。○井上委員 それは国会に報告する義務はありませんか。  
○谷川説明員 資金設置令によりますと、検査院に決算報告を出す義務は認められておりますが、国会には法律上は出す義務はないことになつておられます。  
○井上委員 一般会計からこの金を生み入れて来て、そしてアメリカ駐留軍の必要な物資を調達して渡すということで、この会計がありますが、一体アメリカ側に立てかえてやるという場合の金利はどうなつているのですか。  
○谷川説明員 御承知の通り、特別調達資金設置令に基きます資金によりまして取扱つておりますのは、ただいまのところ労務の提供に関する経費だなでござります。ただいまお話の金利の点につきましても、日本政府が立てておるという関係にありますので、米国政府に対しまして金利相当額の償還を受けるということでお話をいたしまして、現在償還を受けている事実費の金額の中には一応金利相当分もつております。最終的な決裁の場合におきまして、現在償還を受けております金利をどう取扱うかということは問題になる余地はござりますが、ただいまのところは償還を受けておることでございます。  
○井上委員 労務の提供をいたしまして、その資金を日本政府から支払ひを受ける、そして今度アメリカ政府の方から清算をして来るまでの期間はどのくらいの期間になつておりますか。  
○谷川説明員 昨年あるいは一昨年、

資金を設置した当時におきましては、當長かつたのでござりますが、たゞまでは、日本側及び米軍側におきましても償還について相当努力いたしまして、相當早くなつております。  
○井上委員 相当早くといふのは、間的にどういうことに相なりますか?  
議會答弁としてはなか／＼満点でありますけれども、そういうことじや困りますね。  
○谷川説明員 大体一箇月程度でございます。  
○井上委員 それでは金利をもらつておるというのだが、この会計が設置されまして以来の収支についての清算を、資料として後ほど出していただき。そしてそういう金利が入つてることを明確にひとつお示しを願いたい。  
次に、M.S.A協定による連合国軍隊、及びアメリカ合衆国の特定職員の年俸需要に応ずるための調達を従来の駐日軍團様この資金で取扱うということは法案が改正されました。このM.S.A協定による国際連合の軍隊、及びアメリカ合衆国の特定職員で、日本に参りましてこの資金でまかなかわなければならぬ職員、その他負担となるべき員、及びその予算、資金の需要となるのはどういうことになつておりますか。その点を御説明願いたい。  
○谷川説明員 ただいまお尋ねの第一の、この資金の收支全体の数字につきましては、調達庁の方が所管しておられますので、調達庁からお出しするように連絡いたしたいと思ひます。  
それから第二の、アメリカ政府との協定に基づきまして労務の提供を行う、その行う場合の人員、金額につきま

府との間の話し合いを自下進めていくわけがありますが、現在保安廳問題が使つておりまする労務者を相当程度圧縮いたしまして、大体五百、六十名程度にいたします。それに応ずる経費について年額大体五千万円程度が必要であるというふうに考えております。

○井上委員 この法案は大体その程度にしまして、次に日本銀行券預入令等を廃止する法律案、これは銀行局です。二つ問題がありますから伺つておきます。今後引揚者が海外において旧日銀券を集めこれを持ち帰つて引きかえることを防ぐために、二十万円の限度を設けているが、現在海外に旧日銀券がまだどのくらい残つているといふ予想を持つてゐるかということがあつ、それからいま一つは、この法案によりますと、五万円以上の分については、その七割だけに受けをとどめることになつてゐるが、それはどういう理由によるのか。それからこの引きかえは、五万円以下の場合でも一円対一円の割合で引きかえるのであるが、その利子は全然考へていないようでござります。利子は一体どうしてやるつもりか。この二点について伺つておきたいと思います。

○河野政府委員 第一の御質問は、旧日本銀行券で引きかえが終つておらなものかどの程度あるかということです。特に海外においてどの程度あるかといふ御質問でございますが、現在引きかえてなくて、そのまま残置いたしておりまする旧日本銀行券は大体二十九億ございまして、そのうち国内関係大体海外で、海外に約十六億、行方不

明、つまり現在どこにもあります。それで、たとえば焼失したりしたものがその残りといふふうに大体想定をいたしております。国外にありますものは、これも大体想定でありますから正確な数字とは申しかねますが、二つにわけて申し上げるといいと思いますが、すでに現物を外分済みのものが約十五億であります。そのうちには終戦の直前に北鮮において焼棄せられたもの、それから終戦の後において南鮮において焼棄せられたもの、それから内地において英澤軍によつて処分せられたもの、これはやはり焼かれたものと思ひます。それから沖縄において焼き捨てられたもの、こういつたものがございます。これらのものを合せて大体十六億と私どもは推定いたしたのであります。それから国内の方は、内訳をもし必要ならば……。

題を考えたわけであります。切捨ての対象にならなかつた第一・封鎖預金、つまり後に自由預金になつたのであります。ですが、切捨ての対象にならなかつたものが、そのときには大体家族の数によつて違いますが、一家族大体最高三万二千円までは切捨ての対象にならないで自由な金になつたわけであります。それから上のものは、各金融機関によつて切捨ての率は違つておりますが、私どもが大体例にとりましたのは郵便貯金であります。郵便貯金におきましては、第二・封鎖預金については三割を切捨てしております。これらの例等を見まして、大体五万円程度をシーリングと考へる。それから上のものは、国内において旧券をもつておつた場合と権衡をとつて、大体三割程度の金額で切つた方がいいであろう。こういう観点から切捨てをいたしたわけであります。なお二十万円にシーリングを置きました点は、先ほど御指摘のように、海外においてこれを無制限に認めた場合におきましては、やはり今後買いあさり等のことが行われることによつて、不當にこれらの方々に利益を与えるということになるともいかがからと思ひますので、常識的に考えますならば、大体二十万円程度にシーリングを置くことは何ら公平を失することはあるまいという観点から、そういうふうな限度を置いた次第であります。

あります。従来からこういつた問題の金利といふことは頭に置いておりません。しかししながらこれらのお気の毒な方々の、つまり自分の責めに帰すべからずの理由によつて遅れたわけでないといふ点も頭に置きまして、先ほどちよつと申し上げた国内にそのままあつた当時におきましては、三万一千円が自由預金になつた。それ以上がシーリングじあつたのですけれども、これらの卓も頭に入れておきまして、五万円を一回心配しないでよいとおもつたのであります。金利幾らというような検討はしておりません。

い、こう解釈していいですか。  
○河野政府委員 おそらく今国会に御  
提案申し上げるまでは間に合はない  
であろうと私は考えております。  
○久保田(鶴)委員 今問題になつてお  
ります外国為替銀行法の改正とM.S.A.  
援助の問題との関連と申しましょ  
うか。そういう点はいかがでございま  
ようか。この問題はどうもややこしい  
ようにも思うのですが、銀行局長のお考  
えを開いておきたいと思います。  
○河野政府委員 U.S.A.の問題とこの  
新しい法案との間に何ら関係はござ  
いません。この法案は御承知のように  
金融制度、銀行制度の問題でありまし  
て、M.S.A.の問題はむしろ実際的な問  
題でございます。実際問題としても、  
制度の問題としても関係はないわけで  
す。





一四

の第五号に規定する有価証券の譲渡による所得は、非課税所得と規定しているこの法律に違反する違法ではあるまいかと思うのですが、これについて渡邊主税局長から御見解を承りたいと思います。

○渡邊政府委員　今御質問の点につきましては、過般内藤委員からる御質問がございまして、それに対しても御丁寧にお答え申しておりますが、されど、それをもう一べん繰返さしていただきたいと思つております。

御指摘のように所得税法の第六条第五号には、有価証券の譲渡所得に対する非課税の規定がございますが、これは、ごく簡単にそういうふうに有価証券の譲渡に対する所得について課税しないと一口にわれ／＼言つておりますがこれは非常に質的なもの言い方をしておるだけでありまして、その法文をごらんいただきましてわかりますように、五号に書いておりますのは「第九条第一項第八号に規定する所得のうち、有価証券」云々と書いてありますとして「の譲渡に困るもの」有価証券の譲渡による所得のうちで第九条第一項第八号に規定するものというふうに限定してござります。それで、それでは九条第一項第八号という点について見てみますと、そこには幾つかの規定がございますが、八号は「資産の譲渡に困る所得」括弧いたしまして「前号に規定する所得及び營利を目的とする継続的行為に因り生じた所得を除く。」こういうことになつております。すなはちこの条文でわれわれ解釈して参りますと「營利を目的とする継続的行為に因り生じた所得」これは八号の所得ではない。八号の所得というるのは、譲

渡所得、一時所得とわけてございますが、八号、九号と並びまして譲渡所得、一時の所得、この譲渡所得だけが一応非課税要するに八号に入つておるわけですが、この八号の中の有価証券の譲渡による所得というものだけが一応非課税の所得になつております。従いまして、法文を離れまして別に御説明申し上げて参りますと、この九条の規定は、所得を一応分類いたしまして幾つかあげておりますが、まず第一に一番頗著なのが事業所得、これは有価証券の取引を商売にしておるいわゆる証券会社的な方々、ああいうような意味の事業所得がまず考えられます。それからもう一つ、営利を目的とする継続的行為による有価証券の売買の所得、こういうものが考えられる。それ得である有価証券の売買による所得、この一番最後に申しました三の分だけが一応非課税の規定になつておる、こういうふうにわれ／＼この法文を解しております。従いまして国税庁の通達として出してあるまするものは、これはその法律の解釈に基くものでございません。それでその法律解釈の点で議論のある点は、結局それではどういうものをもつて営利を目的とする継続的行為による所得を見るか、この点だと思ひます。それがいろいろ／＼解釈の点におきまして議論のあるところだと思いますが、それを国税庁の通達におきましては、少くとも税務官署の扱いとしては、こういうものを言う。年五十回以上、株として二万五千株以上抜つた場合において、これを営利を目的とする繼

統的行為と見る。それではなぜ五十四まで、二万五千株が出たか、この点につきましては、これも過般内藤委員の御質問の際に、ここにあります国税庁の村山直税部長がる御説明申しましたが、大体昨年におきまして一応行なれました有価証券の譲渡の状態といふものについてのサンプルをとりまして、その中でかなり顯著なものが多かつたのですが、そのサンプルの中で大体半分ぐらいは該当し、半分ぐらいは該当しないといったような線を一応引きまして、その特に顯著なものがこれに該当するという線を引きますと、五十回以上、二万五千株以上、こういう線が出来ました。これはやはり營利を目的とする継続的行為と考えるべきでないか、そういう意味におきましてたゞいま御指摘の通牒を出したわけですが、いまして、一応われわれといたしましては、法律の解釈からしましてこの辺が行政庁としての扱いとしては適当なところではないか、かかうに考えております。

これが審議の過程においてそのような了解をいたしておつたのであります  
が、この五号の中には何のつながりも  
ないのでありますか、あるいはまた何  
らかのつながりがあるのであります  
か、これについて御答弁を願いたい。  
○渡邊政府委員 昨年の国会でもい  
いろ御論議があり、われ／＼もお答  
いたしたと思いますが、今御指摘の方  
は、有価証券の譲渡所得に対する所得税をや  
める、そのかわりとして有価証券取引  
税をつくつた、こういう意味のつながり  
があるという御説明はしたこともござ  
いません、われ／＼は現在でもその  
ように考えております。ただそのとき  
政府の提案説明でも申し上げましたと  
とは、有価証券の譲渡所得に対する課  
税を廢止する機会において有価証券取  
引税を新しく設ける、またあたま／＼時  
を同じくしてということは申し上げて  
おります。過去の事例を考えて行きます  
と、譲渡所得に課税しておつた時代を  
におきまして、なお有価証券移転税と  
いうものがずっと引き続ぎありまして、  
それがシヤワブの勅告によりまして禁  
制改正が行われました機会におきま  
で、有価証券移転税だけは廢止され  
た一時の所得と考えられる譲渡所得、  
これに対する課税についてはいろいろ  
な批判があるから、こういうことはや  
めて、むしろ有価証券取引税を課税し  
たらしいじゃないか、これを非常に堅  
密に結びつけての御意見はございま  
たが、われ／＼としましては、有価証  
券取引税を創設すること、これは一つ  
の考え方である、これはとるべきだじ

ないか。ただしかし厳密に、片方の得税をやめる、従つてそのかわりに引税をつくる、こういう考え方では、引税の説明ができないから、これはまた見地に立つてやる。ただちよう有価証券譲渡所得に対する課税をやる、この機会にこれを起すのは一番宜に適したものであろう、こういう意味のつながりはあるわけでありますが、片方をやめたから片方をとるとつたよなうな意味のものとは解じおりせん。

○春日委員 それでは国税庁にお伺をいたしますが、直所一一八の通の第一項目の中に「事業として行なっているときは事業所得とし、それら取引が事業と認められる程度に至らないものであるときは雑所得とする。」いうふうになつていて、それから第項目には、「継続的行為と認められ取引以外の有価証券の取引から生じた所得は、譲渡所得とする。」こういふうにきめられております。この第二項の譲渡所得と、それから事業と認められる程度に至らない雑所得、これらは具体的な相違、限界は一体どこにきまりられておるのか、ちよつと伺いたい、思います。

○村山説明員 第一の御質問でござりますが、継続的行為たる取引とそうでないものという限界は、ただいま主張局長からお話をありましたように、応の目安を、有価証券の取引が回数でおきまして年間で五十回以上、かつ連続におきまして二万五千株以上の取引

る、かようりに取扱つておるわけあります。その反面、それ以外の取引はすべて譲渡所得として、一応の目安はそう取扱つておるわけであります。第二点の問題の、しかばな継続的行為であります。このうち、事業所得として扱うものと雑所得として扱うものの限界はどうあるかということになるわけがありますが、これは、事業というものが一体何であるかという問題と同じように、事業認識の限界線はかなり困難な問題であります。そこでわれわれは、この点につきましては、世間一般の常識の観点に立ちまして、証券界あたりでも、あのは事業としてやつていると、何人もその人が事業としてやつてゐると認められるものについては事業所得として扱うが、そうでないものは雑所得とする。その限界が疑わしいものは当分のうち雑所得として扱う、こういう取扱いを定めておるわけであります。

○村山説明員 今春日委員のおつしや  
つてあることは、多分昭和二十八年十二月二十六日の直所一八八だけを引きになつてゐるのだろうと思ひます  
が……。  
○春日委員 これからどういうふうに解釈できますか。  
○村山説明員 これは第二項の方から説明するとわかりやすいのですが、第二項の方は、譲渡所得とそれ以外の所得の限界をやつてゐるわけです。一項のところは、譲渡所得以外の所得のうち事業所得として扱うべきものと、それから雑所得として扱うべきものの原則的のラインの区分をしてゐるわけです。そういう意味であります。  
○春日委員 だからあるものは事業所得に、あるものは雑所得に、あるものは譲渡所得に課税されるわけであります  
が、ところが事業所得になるものは法律で明確になつております。ところが、雑所得に課税せよ、あるいは譲渡所得に課税せよと通牒が発せられてゐるけれども、しかしこのうたわれてゐる文字そのものからわれ／＼が考えられるることは、いずれにしても、事業所得に至らないそれ以下のものは、あらものは第一項後段において、これは雑所得にせよといつておられるし、あるものは、これを譲渡所得に課税せよといつておられるのだが、この譲渡所得と雑所得との限界というものは、一体ここからどういうふうに解釈すべきものであるか、これをひとつ御答弁願ひます。

げます。今のお話は、譲渡所得として扱うべきものと雑所得として扱うべきものとの限界をどこに置いているか。譲渡所得の場合は、先ほども御説明申立て上げましたよううに、譲渡所得である有価証券の売買による所得は、これは課税しておりません、雑所得になつた分だけが課税される、こういうことになるのですが、この限界は、課税の対象になるかならないかということです、相當重要な問題になつて来るわけであります。その点についてはどこで区別するか。これは法律的根柢としては、先ほども申しましたように、營利を目的とする継続的行為であるかないかということで、譲渡所得か雑所得かの違いがあるわけです。そこで、それでは營利を目的とした継続的行為というところをどこで見るかという問題がその次に出て来るわけです。それにつきまして、先ほども申しましたが、一  
年において五十回以上売買をやつてしまり、株数においても二万五千株以上をやつている。この二つの要因を兼ね備えている場合におきまして、これは覚利を目的とする継続的行為じやないか、従つてこれは雑所得、あるいはさらには頻繁になれば事業所得にまで行くのではないか、これは別の問題としまして、今の譲渡所得と雑所得の区別といふことにおきましては、五十回二万五千株でやつっている。それでは何で五十四回、二万五千株という数字が出て来たかということがすぐ問題になるわけであります。が、その点につきましては、国税庁において、昨年そうした売買をかなり目立つてやつている人について具体的に調べてみまして、その人たちが何回取引をやり、どのくらいの

株を扱っているかという点を検討してみてみて、一応話題になつた人の中でも、特に回数も多い、株数も多いその半分以上の人があಗ當する、こういう趣で一応引けばあまり問題はない、そういう意味で出て来たのであります。

○春日委員 そこで問題は私はいろいろきて来ると思うんだが、こういふふうに法律は文字通り解釈をしてはどうか。この非課税所得は、第六条の第五号の中に、第九条第一項第八号の所定のうち有価証券、これは非課税にする、その系列の中には、皇室経済法等の規定する所得と同じように、これはとにかく課税しないんだ、こういうことが明確になつております。しかも実際的には時を同じくして、これを非課税にするかわりに流通税を課する、こういうことに相なつておるわけであります。そこには雑所得に課税するとか、譲渡所得に今まで課税しておつたものを雑所得に転化するとかなんとかいうようなことは、一言もここには触れられてはおりません。特に重視せなければなりませんことは、この法律第九条の第八によつてとにかく課税のできる対象というものは、すなわち継続的行為によつて生じたものだけであります。すなわちこれは事業所得として行わたった場合だけに課税することができるのであつて、それ以外の場合は課税できるという法律の規定はどこにもありません。従つて、从来は譲渡所得に課税しておつたんだが、譲渡所得はこの証券取引法が新しく設けられたと

きを契機として、これを課税しない、のとして規定しておる。従つてこの事業所得以外の証券売却によるところの所得に対しては、これは課税できるといふ法律はないし、課税しないといふ法律はあるわけであります。しかもそういう状況下において、国税庁通達で、その他のものを譲渡所得にするということ自体が法律違反ではないかと私は思うんだが、この点はどうなんですかござりますか。

五十分以上取引しておる、世間からも相当目につくような取引をしている、こういう中間のものがあり得るんじゃないかな。それが雑所得に該当するものとして解すべきじゃないか。こういう論理の追いで今国税庁通達が出ているわけであります。

○春日委員 それでは伺いますが、証券取引法にきめる証券業者の証券売却による所得は、これは事業所得でわかれんです。ところがそれでは今通達に示されております年五十年以上、それから総株数二万五千株以上、こういう取引をした人は、事業所得か、雑所得かどうかどちらかなんござりますか。

○渡邊政府委員 証券取引法との連関につきましては、これも過般内藤委員の御質問のときお答えしておりますが、証券取引法の証券売買というのは、これは法律の趣旨から言いまして、大衆を相手にして証券売買をしておる、そういうものが証券取引法の取締りの対象になる。これは証券取引法のいろいろな箇所としての制約を受けおる上から考へても、これはそういう性格のものではないかとわれ／＼は考へております。従いまして、むしろある証券会社を通じて、ある個人の方が頻繁に売つたり買つたりしておる。これは証券取引法の取締りの対象といふものじやないのじやないか。しかしこの人としては、結局株の売買によつて利益を得、それを生活の資におそらく充てておるのじやないかと思いますが、そういう方があるとすれば、あえて証券会社と同じように、あるいは取引法の取締りの対象でなくとも、營利を目的とする継続的行為により、証券の譲渡による所得を持つ人がある。こ

ういう解釈は少しも法律とぶつからないのじやないかとわれくは解してあります。なお、それでは営利を目的とする継続的行為というのは、これは庄い意味になりますから、ここで場合によっては事業所得になりますが、どういふものを雑所得にするかということになるとまずしては、先ほど村山直穂部長からきましては、先ほど村山直穂部長から、結局たれが見ても商売としてやつておるということになつておるとすれば、これは事業所得であると思いますが、それはどでもない、しかし五十回以上、二万五千株以上やつておるものの、こういう方を雑所得として扱う、疑わしき場合においては、一歩下つて雑所得として扱う。これが現在の国税庁の扱い方であります。

○春日委員 それでは村山さんにお伺いしますが、この五十回、それから總取引株数二万五千株以上、これは継続的取引としてあなたの方は雑所得をかけるというように通達を発したのであるか、あるいはこれは常業としてやつておるきらいがあるので、事業所得として課税するように通達を発しておるのであるか、この通達からはつきりわからないので、ひとつあなたからお答え願いたい。

○村山説明員 その点は非常にむずかしい問題でござりますが、実際問題はあまり苦勞がないのでありますて、普通会社の方、あるいは銀行の方で、本職を持ちながらいわゆる株をいじつておるといわれるような人は、これは雑所得として扱つておる。定職がなく、株だけ専門に扱つておりますて、しか

○春日委員 その実情と通達と違つては困ります。あなたの通達は二万五千株以上、五十回以上取引して、客觀的にいろいろ判断して見て、この人は事業としてやつておるよう見受けられる、類推できる、これは事業所得として課税するという通達なのですね。そうですね、それを伺いましよう。

○村山説明員 五回以上、二万五千株以上のものは、事業所得か雑所得かのいずれかに該当するはずだ、そのうち事業所得として扱うのは、事業所得として課税しても、世間で常業者と認める人だけである、こういう意味であります。通達の趣旨と実情が違う、いうのは、実は通達違反をやつているという意味ではありませんので、現在われ／＼の方で調査いたしました結果では、ほとんど大口の取引をやつている方は、ほかに商売のある方々がわれわれの今までの調査の対象になつて来た。二十八年分については、ほとんど大部分のものが雑所得として扱うべき人であつた、かように申し上げておるわけでございます。

○春日委員 これはもう皆さんもお聞きでわかると思うのだが、私はとにかく三日間ずいぶんいろいろ／＼深く検討して

いうことは、二万五千株以上やつて、年に五十四回以上やると、その人がそこばかりやつておれば事業所得だ。それで事業所得を課せられる形で、おいて本業だ。これをやろうと思えば、これはすべからく登録を受けて、そして資格をやはり完備しなければならぬと思う。その資格のない者がやつておる。それに税法上では同じ事業所得を課して、そうしてこの証券取引法で規定しておるところの有資格者と、どのような位置を講じて行くということは、これは私は変じやないかと思う。まあそれはそれといたしまして、この皇室財産や、あるいは不具魔惑者がない場合に、この株の譲渡所得に対する課税しないということが、ここに規定してあるのに、あなたのほうでこの通達で一方的にこれを課税する。しかもその課税の仕方が、事業所得で、あるものは雑所得と言ふのでおられる。ところが雑所得には、どういう場合が雑所得かということを割り定められて、明確に規定してある。その場合、証券取引によつてその得たところの所得は雑所得でこれを課税することができるということができるということは、ここに割り定められておりませんよ。そして譲渡所得の中には、継続的に取引をしておる者以外の者は云々とここに規定してある。そして第六条の第五号には、譲渡所得としては証券の売却による収入には課税しない、こういうぐあいに規定してある。従つて私が申し上げられ

ることは、この通達は法律違反の通達であり、しかもこの通達によつて課税が執行され、してみたら、結局はほとんど難所得になつて来た。こういうようなことは、その課税そのものが、これは国税厅通達による反の執行を税務署がやつておる形となる。これは税制の混乱であり、執行の紊乱であろうと思うのです。こういふような事柄は、これはただの質疑応答ではなくして、法律の中には、所得税法と証券取引法、それから有価証券取引法と、この三つの関連において明らかに欠陥があるのです。これはいろいろ調べてみれば見るほど、疑義ができるて来るし、さらにはあなたの御簞弁を得ても、そういうつもりで通達しておるのだが、結局はそれに反する結果が現われて来た。こういうようなことがある。しかも第一項目の中にあるものは、その常業とみなせないものは、これは難所得にすると言われておる。そして同じようなものを譲渡所得にすると言つておるので、これを受けた税務署員が、この通達で執行しようと思つたつてでできるはずがない。世間がだれかが見てもと言つておるが、世間とはだれか、天を仰ぐか、地に伏して尋ねるのか、これは見当がつかない。世間がと言つたところが、世間に聞いてみると、そんなめちゃくちやなことはできるものではない。こういう不明確な法律はすみやかにその欠陥とするところを——こないう税務署員の判断や、あるいは世間に聞いてみなければわからないようないふた通りを免すべきじやない、そういう通達を免すべきじやない

か、従つてこの欠陥はすみやかに補填されなければならぬと思います。

いろいろ伺いたいことはあります  
が、次の機会に引続いて質問すること  
にいたしまして、本日はこれをもつて  
質問を留保いたします。

○千葉委員長 次会の委員会は六日火  
曜日午前十時から開くことにいたしま  
して、本日は一応休憩いたします。

午後一時三十六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

日本銀行委員会令等を廃止する法律  
案(内閣提出)に関する報告書  
特別調達資金設置令等の一部を改正  
する法律案(内閣提出、参議院送付)  
に関する報告書  
外國為替銀行法案(内閣提出、参議  
院送付)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年四月八日印刷

昭和二十九年四月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局